

規程 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新規程	旧規程
<p>第 14 条(ロスカットルール)</p>	<p>3. 弊社は、取引日中に一度でも維持率が 50%を下回った場合には、取引画面にその旨を表示してお客様に通知します。また、弊社がロスカットルールを発動し、それによる反対売買をし、決済した場合には、その旨を取引画面に表示してお客様に通知します。なお、弊社はかかる表示に併せて電子メールによる通知を行うことがあります(ただし、<u>維持率が 50%を下回った場合における電子メールによる通知は、一取引日につき一度のみとなります。</u>) が、お客様は、自己の責任において、取引画面にてポジション(建玉)管理を行うものとし、お客様の事情によりこれらの電子メールが届かなかったとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>3. 弊社は、取引日中に一度でも維持率が 50%を下回った場合には、取引画面にその旨を表示してお客様に通知します。また、弊社がロスカットルールを発動し、それによる反対売買をし、決済した場合には、その旨を取引画面に表示してお客様に通知します。なお、弊社はかかる表示に併せて電子メールによる通知を行うがありますが、お客様は、自己の責任において、取引画面にてポジション(建玉)管理を行うものとし、お客様の事情によりこれらの電子メールが届かなかったとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。</p>